

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1. 基本的理念		
都道府県の役割・調整などに触れていない。広域的処理については『都道府県のリーダーシップ』などの文言を入れるべき。	1	広域的な処理に係る都道府県の役割については、廃棄物処理法第5条の4に基づいて策定される都道府県廃棄物処理計画において、一般廃棄物の広域的な処理に関する事項が盛り込まれており、廃棄物処理法の枠組みにおいて既に明確化されているものと考えています。
自治体の廃棄物をリサイクルできないものは埋め立てず熱回収するという、国の方針には反対。	1	計画案1. (1)のとおり、「廃棄物処理施設の整備に当たっては、その前提として、できる限り廃棄物の排出を抑制することを最優先に進めるとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用(以下「適正な循環の利用」という。)を行い、こうした排出抑制及び適正な循環の利用を徹底した上で、なお適正な循環の利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本」として、廃棄物処理の3R化を推進してまいります。
本来の廃棄物政策の基本理念と矛盾している。廃棄物処理施設を減らすための政策を議論すべきであり、また、交付金を出すのであれば減量化目標を達成した自治体を対象にするなど、環境面、財政面から持続可能な補助、助成のあり方こそ検討すべきである。	1	計画案1. (1)のとおり、「廃棄物処理施設の整備に当たっては、その前提として、できる限り廃棄物の排出を抑制することを最優先に進める」としており、また、2. (6)では廃棄物処理施設の長寿命化・延命化、既存の廃棄物処理施設の有効活用の必要性について明記しており、施設の整備を前提とした計画とはなっていません。また、循環型社会形成推進交付金については、計画対象地域の市町村が国及び都道府県とともに「循環型社会形成推進協議会」を設け、構想段階から協働し、3R推進のための目標と、それを実現するために必要な事業等を記載した循環型社会形成推進地域計画を作成することになっており、国は、循環型社会形成推進地域計画が、廃棄物処理法の基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付することとなっております。
2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施		
(2) 地球温暖化防止にも配慮した廃棄物処理施設の整備について		
業務施設に限らず、周辺住宅へも熱供給すべき。	1	熱の供給対象として業務施設等には周辺住宅も含まれると考えています。
廃棄物処理施設におけるエネルギーの外部供給を廃棄物処理施設側の温室効果ガス削減努力として評価するしくみを構築すべき。	1	ご指摘のとおり、京都議定書目標達成計画における整理では、廃棄物処理施設におけるエネルギーの外部供給が廃棄物分野における温室効果ガスの削減として計上されるのではなく、結果としてエネルギー転換部門における温室効果ガス排出量の削減に結びついているのが現状です。環境省では、一般廃棄物処理事業実態調査の一環として、ごみ焼却施設の総発電能力等の状況を把握しており、こうしたデータの公表を通じて、廃棄物処理における地球温暖化対策を評価することはご指摘の通り重要と考えております。
温室効果ガス削減量を指標に、交付金給付額等の差別化を図り、自治体の廃棄物発電推進に繋げる。	1	廃棄物処理施設における温室効果ガス削減の取り組みを進めることは重要であると考えています。循環型社会形成推進交付金においては、施設の整備に必要な費用に対する支援をしており、温室効果ガス削減量を指標にした交付措置は設けておりませんが、今後も温室効果ガス削減への取り組みを強化してまいりたいと考えています。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>温暖化防止対策の観点からは、温室効果ガスの排出を抑えた廃棄物発電の増強に注力すべき。</p>	1	<p>本計画案のとおり、「廃棄物処理施設の整備に当たっては、その前提として、できる限り廃棄物の排出を抑制することを最優先に進めるとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、(以下略)」としており、こうした優先順位の考え方を前提としつつ、焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に可能な限り発電を実施し、サーマルリサイクルを推進することとしています。</p>
<p>エネルギー回収能力増強に係る交付金対象要件「建設後15年以内」の時限を拡大する等、既存施設が幅広く利用できる仕組みづくりを行うべき。</p>	1	<p>廃棄物発電・熱利用を着実に拡大するため、エネルギー回収能力の増強を推進する事業を設け、これに支援をしているところですが、発電能力の増強などを目的とする設備の入れ替えなどと、経年劣化による設備の更新を目的とするものとを区別するためにも、条件を設けているところですので、ご理解下さい。</p>
<p>京都議定書目標達成計画に準じた温室効果ガス削減目標値を提示すべきである。</p>	1	<p>温室効果ガス削減目標値については、京都議定書目標達成計画において提示されるべきものであり、廃棄物分野における削減目標も同計画に盛り込まれているところです。なお、本計画におけるごみ焼却施設の総発電能力の目標値は、京都議定書目標達成計画における「新エネルギー対策の推進」の目標値と整合をとった上で設定したものです。</p>
<p>「サーマルリサイクル」表記を「サーマルリカバリー」に改めていただきたい。</p>	1	<p>現行の計画においても「サーマルリサイクル」という言葉を使用しており、今回の計画策定に伴う意味の変更はないことから、原案通り「サーマルリサイクル」としますので、ご了承ください。</p>
<p>ネットワーク化による出力安定化及び出力増加の実現にあたっては、温暖化及びヒートアイランド防止の観点から、化石燃料の追加投入は助燃のための必要最小限に止めるべき。</p>	1	<p>頂いた御意見の趣旨につきましては、廃棄物発電のネットワーク化による安定的な電力の供給を進める際の参考とさせていただきます。</p>
<p>CO2ばかりでなく焼却炉、ガス化溶融炉、灰溶融炉から排出される人工廃熱の削減のため、連続稼働の維持を確保するため、つねにごみ量に合わせた適正規模に務めなければならない。</p>	1	<p>頂いた御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>項目ごと削除し、「廃棄物処理を焼却に頼る割合を大幅に低減する方策を進める」を追加してほしい。</p>	1	<p>本計画案のとおり、「廃棄物処理施設の整備に当たっては、その前提として、できる限り廃棄物の排出を抑制することを最優先に進めるとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、(以下略)」としており、こうした優先順位の考え方を前提としつつ、焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に可能な限り発電を実施し、サーマルリサイクルを推進することとしています。</p>
<p>(3) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進について</p>		
<p>自宅でリサイクルできないもの(プラスチック、紙類、金属など)のみ回収し、生ごみは自宅で堆肥化すべき。</p>	1	<p>廃棄物系バイオマスの利活用の在り方については様々なパターンが考えられますが、地域の状況に応じて合理的な利活用手法を選択すべきであると考えており、今後廃棄物系バイオマスの合理的な利活用に関する検討を行い、その利活用を推進します。</p>
<p>「廃棄物系バイオマスからメタンを高効率に回収する施設」の普及を促進するためには、具体的な目標及び指標を掲げて取り組むべき。</p>	2	<p>廃棄物系バイオマスについては、地域特性に応じてさまざまな利活用パターンがあるため、利活用手法ごとの具体的な目標は立てていませんが、今後廃棄物系バイオマスの合理的な利活用に関する検討を行い、その利活用を推進します。</p>

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>発酵技術のプラント化によりバイオ処理施設を、下水処理場・食品工場等の施設内に設置、或いは焼却場・処分場に規模に応じたプラントを設置すれば、燃やすことなく減量することが可能。</p>	1	<p>具体的なご提案ありがとうございます。廃棄物系バイオマスの利活用の在り方については様々なパターンが考えられますが、地域の状況に応じて合理的な利活用手法を選択すべきであると考えており、今後廃棄物系バイオマスの合理的な利活用に関する検討を行い、その利活用を推進します。</p>
(4) 効率的な事業の実施について		
<p>国の立場から、施設間の「相互支援」「近隣ネットワーク化」を打ち出すべき。</p>	1	<p>計画案においては、一般廃棄物処理施設整備事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正な処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図るものとしており、ご指摘の点については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>廃棄物処理の広域化に伴い、市町村が自前の廃棄物処理施設整備計画を策定することが少なくなり、計画の策定をコンサルタントやプラントメーカーに丸投げしている事が多いのが実態。広域圏で自治体内部に計画のノウハウを蓄積し、計画・事業のチェック機能を向上する必要がある。</p>	1	<p>市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しています。そうした観点から、市町村は当該市町村の廃棄物処理施設整備計画や広域的計画についてはそれらの内容を熟知しておく必要があると考えます。環境省としても市町村の取組を今後とも支援していきます。</p>
<p>PFIなども盛り込まれているが、現在の一部事務組合方式にあっても、情報の公開が十分でないなどの問題が生じているため、行政と民間事業者の役割分担、責任の所在を明確にすべきである。</p>	1	<p>ご指摘のように行政と民間事業者の役割分担、責任の所在をできるだけ明確にし、それぞれに必要な責任を果たすことが重要であると考えております。ただし、それらについては個々の契約において明確化されるべきものであり、様々な種類・方式があるPFI契約においても、事業主体たる地方公共団体と民間業者とで十分な確認のうえ、その責任を果たしていくことが重要と考えております。</p>
(5) 地域住民等の理解と協力の確保について		
<p>住民を納得させ施設を建設することは困難となってきたため、その様な現状を打開する為に、 ①廃棄物処理施設建設に適した工業団地等の整備 ②説明会等で、地域住民の理解と協力を得るための積極的且つ具体的な行政関与などの具体的施策が必要。</p>	1	<p>頂いた御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>広域圏ごとの廃棄物処理にあたって、戦略的環境アセスメント制度を導入し、構想の段階から幅広い住民の参加のプロセスを確保するとともに、戦略的代替案として多様な3R施策が構想・提起され、公共的議論が行なわれるべきである。 また、従来の施設整備や環境影響評価手続きのみならず、このような戦略的計画アセスメント及び戦略的代替案形成のプロセスや、合意形成のプロセスにも十分な予算・期間が割り当てられるべきである。</p>	1	<p>一般廃棄物処理システムの変更や新規導入に伴って廃棄物処理施設を整備する場合には、当該変更や新規導入の考え方と環境負荷面、経済面等に係る利点を住民や事業者にも明確に説明し、理解と協力を確保するよう努めることが必要であると考えています。このため、環境省では、一般廃棄物処理システムの評価の考え方などを示した「一般廃棄物処理システムの指針」を平成19年6月に策定し、市町村に対して、一般廃棄物処理システムの評価の実施を促しているところです。</p>

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
(6) 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化について		
ストックマネジメント手法を導入した場合に交付金対象である新設とならない改修では、改修を行う場合の市町村の負担が大きいので、改修(延命化)も交付金対象とされたい。	1	経済的かつ効率的に施設の長寿命化を図ることできるストックマネジメント手法は、廃棄物処理施設においても有効な手法と考えております。現在、循環型社会形成推進交付金制度では、当該事業は交付対象とはなっておりませんが、上記の観点からどのような支援ができるかを検討していきたいと考えております。
(8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化について		
作業員の安全確保についても十分検討したうえで、価格のみにこだわらず入札及び契約していただきたい。	1	ご指摘のような観点も含めて、総合評価落札方式の導入の推進が重要であると考えております。
品確法は調査・設計(コンサルタント業務)の品質が工事・施工のそれに重要と規定し、両者は一体不可分。実効ある総合評価方式などには発注者支援制度が不可欠。	1	「公共工事入札契約適正化法」や「公共工物品質確保法」を踏まえ、長期的かつ総合的に品質・経済性の面で優れた工事が施工されることを目指して、環境省では平成18年7月に「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」を作成しております。これらを参考に競争性の向上や予定価格の適正化などを推進していただくこととしています。また、さらなる支援策として「入札・契約情報データベースの構築」「契約事務等をサポートする専門家集団の組織化」「標準的な発注仕様書の提示」を進めています。
その他(計画全体に対する意見等)		
地域住民、地元企業を含めた計画にすべき。	1	2. (5)のとおり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を確保するよう努めることが重要であると考えております。
「広域処理の必要性」や「処理施設や技術の安全性」について、国のサポートをすべき。	1	広域的な処理については、廃棄物処理法の基本方針や本計画案にも記載されているとおり、適正な循環的利用や適正な処分を進める上での必要性を踏まえ取り組むべきと考えており、環境省としても技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めることとしています。また、処理施設や技術の安全性を高めるための研究及び技術開発を推進することは重要と考えております。
市区町村における廃棄物処理施設整備にあたっては、必ずリサイクルの推進がより進むように、リサイクルに必要なストックヤード、圧縮梱包施設、リサイクルプラザ等も合わせて確保することを基本とすること。	1	再生利用に当たっては、それぞれの利用方法に応じて、必要な施設が整備される必要があると考えております。
廃棄物処理施設に依存しなくても済むように、廃棄物処理政策を計画立案すべき。	1	ご指摘のとおり、本計画においては、「廃棄物処理施設の整備に当たっては、その前提として、できる限り廃棄物の排出を抑制することを最優先に進めるとともに、(中略)こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われぬものについては、適正な処分を確保することを基本とする」としており、施設整備の前提として廃棄物の排出抑制に取り組むことを明記しております。
今回のパブリックコメントはあまりにも短すぎる。	1	今回のパブリックコメントは行政手続法に基づくものではなく、任意で実施したものです。今般のパブリックコメントの実施期間が短いという御意見につきましては真摯に受け止め、今後は国民の意見を幅広く伺うことができるよう余裕を持ってパブリックコメントを実施して参ります。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
熱回収率については、明確な数字を示して高い回収率を示すべきである。	1	廃棄物処理において効率的に熱回収を行うことは地球温暖化防止の観点から重要と考えており、実態の把握が進んでいる廃棄物発電について具体的な数値目標を設定しています。
市区町村は、住民だけでなく事業者にも、生産段階から繰り返し使える循環する製品を製造することの重要性を示すため情報提供と啓発を行い、事業者自らが自発的に安全な原材料、再使用、再利用できる製品設計を行えるように努めるものとする。	1	頂いた御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
廃棄物となる製品の製造者、廃棄物を出す排出者の責任が問われる仕組みを構築すべき。	1	頂いた御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
現在、多くの使用済み蛍光灯は、一般廃棄物の不燃物や産業廃棄物のガラスくず(略)として水銀が混入されたまま埋立処理されている。法的規制強化をご検討をお願いしたい。	1	頂いた御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
焼却施設、溶融施設ばかりでなく廃プラ等のストックヤード、圧縮梱包施設等についても、排出ガス、排気ガス、排水、周辺大気等の測定を行い、常時監視する。常時監視するにあたっては、これまで以上にきめ細かい有害物質について規制物質、規制数値等をきめ細かく定め、国民の命と健康の確保を推進する。	1	頂いた御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
焼却・溶融などの先端技術・ハード依存のごみ処理が続いているが、未完成かつ不安定な技術が多く、多くの自治体が導入後の維持管理費の増大などに頭を悩ませている事実を見逃すべきではない。	1	頂いた御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
使用済み小型電気・電子機器を分別回収し、金属原料としてリサイクルに供するしくみを設けるべきである。また、その処理施設については、非鉄金属製錬所およびこれと一体的に操業される民間施設とすべきである。	1	本計画とは直接関係ありませんが、頂いた御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
当社が開発した大口径(φ1500)特殊ケーシングの回転で廃棄物処理場の減容による延命化に取り組んでいます。現在までの種々の実験で減容率30%以上確保できます。	1	本計画とは直接関係ありませんが、意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。